

3工芸高第1060号
令和3年9月30日

定時制生徒保護者各位

東京都立工芸高等学校長
池上 信幸

緊急事態宣言の解除に伴う本校の教育活動について

保護者の皆様におかれましては、平素より本校の教育活動にご理解とご支援をいただきまして、厚く御礼申し上げます。

この度、政府は東京都に発令されている緊急事態宣言を9月30の期限で解除することを決定いたしました。東京都においては、新型コロナウイルス感染症の再拡大防止のため、都民に対して、外出については少人数で、混雑している場所を避けて行動することを、飲食店等の事業者に対しては営業時間短縮、イベント関連施設等の事業者に対してはイベント等の開催制限等の要請をリバウンド防止措置として、令和3年10月1日から10月24日までの期間、実施することとしました。

このことを踏まえ本校では、緊急事態宣言解除後においても、新型コロナウイルス感染症防止対策を徹底して下記のとおり教育活動を実施いたします。ご家庭におかれましても引き続き、毎日の体温測定、健康観察等の感染防止対策にご協力を頂きますよう、よろしくお願いいたします。なお、学校生活や登校等に不安・心配がある方は、担任へご相談ください。

今後も、本校の教育活動にご理解とご協力をよろしくお願い申し上げます。

記

- 1 対象開始 令和3年10月1日から
- 2 教育活動 全学年、通常登校4時間授業、給食あり。
○飛沫感染の可能性が高い教育活動については、感染症対策を徹底した上で、内容や方法を工夫して実施する。
- 3 中止・延期等の教育活動
 - (1) 都外における校外での活動は、リバウンド防止措置期間中は延期する。
 - (2) 修学旅行等の宿泊を伴う行事は、集団で旅行することに伴う感染リスク等を踏まえ、リバウンド防止措置期間中は延期とする。
- 4 部活動
 - (1) 感染症対策を講じ、生徒の安全を最優先にした上で、部活動の実施を可とする。
ただし、接触等を伴う活動等において、可能な限りの感染症対策を講じても生徒の安全を確保することができない場合は、実施を控える。
 - (2) 部活動を実施にするにあたり、週2日以上（平日に少なくとも1日、週休日に少なくとも1日）を設け、活動時間は長くとも平日では2時間程度、週休日は3時間程度とする。
 - (3) 都県をまたぐ大会への出場については、全国大会等への出場を除き、不可とする。

- (4) 大会等参加に伴う都県をまたがない練習試合や合同練習等に伴う練習は、可とする。実施する場合には、生徒の健康観察を確実に行う等、感染症対策を徹底する。

5 学習活動等における注意事項

新型コロナウイルス感染は、3密を避け、手洗い、咳エチケット(マスクの着用)を確実に行うことで、大部分を防ぐことができるといわれています。「自分が感染しない」若しくは「他の人に感染させない」ためにも、改めて以下の取組の徹底をお願いします。

- (1) マスクについては不織布マスクが最も効果をもつこと踏まえ、極力、不織布マスクの使用をお願いします。
- (2) 毎朝の検温及び健康観察(体調不良等の症状がある場合は無理せず休養)をお願いします。
- (3) 同居の御家族に体調不良等の症状がある場合、若しくはPCR検査等を受診した場合は登校を控えてください。
- (4) 休み時間等においても気を緩めることなく、各自で密集・密接を避ける工夫を行ってください。
- (5) 給食前後は手を洗い、マスクは喫食直前に外し、会話を控え、喫食後は速やかにマスクを着用してください。
- (6) 運動等でマスクを外す時は、3密を避け、相手の間隔を十分に確保するとともに、会話は控えてください。
- (7) 授業後、用のない生徒は速やかに帰宅してください。
- (8) 生徒のみの会食やカラオケはしないでください。
- (9) 休日においても、日中も含めた不要不急の外出・移動を自粛し、友達と会食をしないでください。

[問合せ先]

東京都立工芸高等学校

定時制副校長 樋口 裕之

教務部主任 佐野 友昭

電話03-3814-8755